

昭和五十八年三月一日提出
質問第八号

茨城県土浦市における高架街路建設に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十八年三月一日

提出者 竹内 猛

衆議院議長 福田 一 殿

茨城県土浦市における高架街路建設に関する質問主意書

茨城県土浦市内から筑波研究学園の竹園を結ぶ約三キロメートルの高架街路の建設をめぐつて、賛否両論が起こり、双方から土浦市議会へ請願書が提出された。

去る二月二十一日の臨時市議会において、ルート変更協議会の請願を否決し、設置を求める請願が賛成多数で採択された。

茨城県の県南中心都市土浦市は、一九八五年開催予定の国際科学技術博覧会を控えて、輸送力を強化するため幾多の配慮を必要とすることが望まれているが、高架街路建設をめぐる賛否両論はそれぞれの主張があり、将来にわたつて問題点を残すと思われる。

従つて、次の事項について質問する。

一 都市計画法によると、建設を公示し、意見を求め、審議会において審議し、更に、公示し意

見を求めるという手続を必要とし、また、公害等についても補償又は防止等について万全を期すことになっているが、駅前住民に対し、土浦市及び県関係者は、計画・説明等をどのようにどこで何回実施したか。また、どのような意見が出されたか明らかにされたい。

二 交通公害（振動・排気ガス・排じん）、日照等商店街の形態変化等の損害に関し、どのように解決するのか。また、どのような法律によつて処理するのか明らかにされたい。

三 事業費の総額及び補償の積算基礎について明らかにされたい。

四 工事の開始・完了の予定期日、施工事業者を明らかにされたい。

五 高架街路の建設は土浦市活性化にとつて不可欠とあるが、どんなメリットがあるのか明らかにされたい。

六 市街地を避ける等路線変更について考える余地があるかないか、明らかにされたい。
右質問する。